

玄海町合宿促進事業補助金交付要綱

平成31年3月18日

告示第29号

(趣旨)

第1条 この要綱は、観光客及び合宿を誘致することによる経済の活性化並びに地域交流を推進するため、町内の宿泊施設又は玄海町旅館組合員が所有する宿泊施設（以下「町内の宿泊施設」という。）に宿泊する団体に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、玄海町補助金等交付規則（平成6年玄海町規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次条に掲げる事業を行うものとする。

- 2 前項の補助対象者は、自己又はその役員が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 第1項の団体は、前項第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人、その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象事業)

第3条 宿泊費補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 小学生以上の者が5名以上で、町内の宿泊施設に宿泊すること。
- (2) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業に係る施設に宿泊すること。
- (3) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条で規定する幼稚園、小学校、中学校、義

務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校をいう。)が企画する遠足・修学旅行に伴う宿泊でないこと。

- (4) 政治的又は宗教的活動若しくは営利を目的とするものでないこと。
- (5) 玄海町又は玄海町の関連団体から補助金等の交付を受けていないこと。
- (6) 公序良俗に反しないものであること。

2 地域交流費の対象となる事業は、前項の宿泊費の補助を受ける団体が、町内で次の各号のいずれかに該当する活動を実施した場合とする。

- (1) 自然、歴史又は文化に関する観光施設の見学又は利用
- (2) 強化練習、交流試合の実施、地域住民等を対象としたスポーツ教室、文化教室又は講演会等への参加
- (3) 伝統的なまつり、食又は産業文化祭等のイベントへの参加
- (4) 飲食店での食事
- (5) 玄海海上温泉パレアの利用
- (6) その他町長が地域交流として認めるもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、1回の補助対象事業において1団体が受けられる補助金の額は、20万円を限度とする。

- (1) 宿泊費 町内の宿泊施設に宿泊した延べ宿泊数に、1,000円を乗じた額
- (2) 地域交流費 対象となる活動に参加した延べ人数に、500円を乗じた額。ただし、地域交流活動回数は宿泊日数を上限とし、延べ交流人数は延べ宿泊者数を上限とする。

(補助対象年度)

第5条 1回の補助対象事業が複数年度にわたり実施される場合の補助対象年度は、当該事業の最終宿泊日の属する年度とする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、玄海町合宿促進事業補助金交付申請及び実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、宿泊終了後30日以内に町長に提出しなければならない。この場合において、規則第9条による実績報告書の提出は、申請書の提出によりなされたものとみなす。

- (1) 宿泊証明書(様式第2号)
- (2) 事業報告及び収支決算(見込)書(様式第3号)
- (3) 誓約書(様式第4号)

2 前項の補助金交付申請及び実績報告(以下この項において「申請」という。)は、複数の団体が同一の行事等による申請の場合においては、補助対象事業を主催する団体又は1団体がまとめて申請す

ることができる。

- 3 申請者は第3条第2項に規定する地域交流活動を行ったときは、地域交流活動報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。この場合において、活動写真、領収書その他の証明するものを添付しなければならない。

（交付決定及び額の確定）

第7条 町長は、補助金の交付申請及び実績報告があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認め、実績報告に係る補助対象事業の成果が、この要綱の規定に適合すると認めたときは、交付決定（交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件）及び交付すべき補助金の額の確定を行うものとする。

- 2 町長は、前項に規定する交付決定及び交付すべき補助金の額の確定を行ったときは、玄海町合宿促進事業補助金の交付決定及び額の確定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 規則第11条に規定する補助金交付請求書は別添様式（様式第7号）のとおりとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 町長は、補助対象者が補助対象事業に関して、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は規則に基づく町長の指示に違反したとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- 2 町長は、前項の規定より、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合で、当該取消し部分に関し、期間を定めて返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備）

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付に係る書類等を整備し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（その他必要事項）

第11条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（玄海町合宿等誘致補助金交付要綱の廃止）

- 2 玄海町合宿等誘致補助金交付要綱（平成24年玄海町告示第106号）は、廃止する。

（玄海町合宿等誘致補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置）

- 3 この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の玄海町合宿等誘致補助金交付要綱（以下「旧合宿要綱」という。）第2条の規定により行われている同条各号に掲げる行事等に関しては、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。
- 4 旧合宿要綱第6条による交付申請及び実績報告書は、この要綱第6条の規定による交付申請及び実績報告書とみなす。